



鳥取県公報

令和6年3月29日（金）
第9583号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（157）（循環型社会推進課）・・・・・・・・・・ 2 都市計画事業の事業計画の変更の認可（8件）（158～165）（水環境保全課）・・・・・・ 2 物品売払代金の徴収事務の委託（166）（生産振興課）・・・・・・・・・・ 6 建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項の一部改正 （167）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 6 土地改良区の役員の就任（168）（中部総合事務所農林局）・・・・・・ 7 森林病虫害の駆除命令（169）（〃）・・・・・・・・・・ 7
-------	---

告 示

鳥取県告示第157号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的
令和5年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 従業員数
 - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）
 - ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項
 - (ア) 自社中間処理前発生量
 - (イ) 委託前自社中間処理方法
 - (ウ) 委託中間処理方法
 - (エ) 委託最終処分方法
 - (2) その基準となる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 報告を求める者
産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の調査対象者にあつては、鳥取市）に返送させる方法で行う。
- 7 報告を求める期間
令和6年4月1日から同年6月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
倉吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年3月1日から令和11年3月31日まで

(変更前 昭和52年3月1日から令和6年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

鳥取県告示第159号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

岩美町

2 都市計画事業の種類及び名称

岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道

3 事業施行期間

平成3年2月22日から令和9年3月31日まで

(変更前 平成3年2月22日から平成36年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

鳥取県告示第160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

湯梨浜町

2 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画下水道事業 湯梨浜町公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年12月16日から令和13年3月31日まで

(変更前 昭和52年12月16日から平成36年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

追加する部分

東伯郡湯梨浜町大字旭及び大字龍島の各一部

(2) 使用の部分

追加する部分

東伯郡湯梨浜町大字長江字上茅崎、字惣治屋及び字西沢、大字門田字前田、字植木、字小五郎及び字長砂、大字長和田字入江、字狐コロシ、字隈田、字植木畷、字六反田、字杖付、字井尻、字二ノ屋敷、字津浪、字三通田、字長砂、字二ノ坂根、字坂根北山及び字牛ヲロシ、大字引地字九品堂及び字岡ノ峯、大字中興寺字深田、大字久見字六反田、字京免、字清水冷り、字井ノ尻、字前田、字向畑、字樋ノ詰及び字乙井手、大字田畑字山崎、字井ノ尻、字山崎ノ二、字高柳、字新屋敷、字切崎、字室木及び字室木ノ二並びに大字国信字井料及び字切崎の各一部

鳥取県告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

湯梨浜町

2 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 湯梨浜町公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年12月16日から令和13年3月31日まで

（変更前 昭和52年12月16日から平成36年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分

東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字七ノ千石、字六ノ千石、字江尻、字下惣田及び字犬伏、大字宇野字宮前並びに大字田後字三ノ坪、字二ノ堀及び字井尻の各一部

鳥取県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

琴浦町

2 都市計画事業の種類及び名称

琴浦都市計画下水道事業 東伯公共下水道

3 事業施行期間

平成9年3月21日から令和13年3月31日まで

（変更前 平成9年3月21日から令和6年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分

東伯郡琴浦町大字保字下岡田及び字中通、大字上伊勢字堂ノ前、大字槻下字場所免、字堂ノ下、字西浜屋敷、字東浜屋敷、字荒神ノ峯、字神楽谷、字東松尾、字上千賀助、字鎗免、字新田、字上西山、字上松ノ前、字上工田、字西上工田、字屋敷、字三反田、字出口、字十王、字上新木屋、字下新木屋、字南田、字下宮下、字上前田、字谷田、字森口、字千駄山、字上斉尾及び字下斉尾、大字中尾字友助、字松原、字権現、字行田、字下後口河原、字屋敷、字前田、字保ノ前、字松垣、字徳三垣、字堂免、字谷頭、字北ノ垣、字伊勢野、字西戎免、字東戎免、字上イツン坊及び字上伊勢野開、大字金屋字三反田、字宇梶山、字堂ノ前、字藪ノ下、字石塚及び字矢倉垣、並びに大字杉下字四反田、字五反田、字三窪田、字北田、字屋敷、字石塚、字末政、字若宮、字丸山、字太郎右衛門、字棚田及び字三反長の各一部

削除する部分

東伯郡琴浦町大字別所字太幸免海道ノ下、字女夫岩峯、字女夫岩峰及び字女夫岩海道端、大字八橋字諏訪宮、字宮ノ前、字馬場、字風呂屋、字西町南側及び字北小橋、大字丸尾字上河原、字下河原、字河原坂ノ下、字出口、字女給、字坂ノ下、字陰ノ下、字吹場、字代官田、字勘定場、字寺田、字四十八、字松神、字東浜田、字西浜田及び字西川端、大字保字北市場、字清水及び字家ノ上、大字浦安字下清繁並びに大字逢東字御供田及び字西大深田の各一部

鳥取県告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

琴浦町

2 都市計画事業の種類及び名称

琴浦都市計画下水道事業 赤碕公共下水道

3 事業施行期間

平成8年7月19日から令和13年3月31日まで

（変更前 平成8年7月19日から令和6年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分

東伯郡琴浦町大字出上字佐衛門九郎の一部

削除する部分

東伯郡琴浦町大字筥津字砂田、字西清川及び字屋敷西通、大字八幡字海道ノ上及び字四反田、大字光字東屋敷及び字東河原並びに大字赤碕字狐塚、字オナカケ、字中嶋、字西オナガケ、字柏谷海道ノ下、字狐山、字澤山、字狐塚野、字柏谷駄道之東、字中土手、字畑之東、字的場、字溝上谷尻、字溝上谷尻西平、字溝上谷頭西平、字團子山、字五輪、字溝上谷詰東平、字弥平山、字上弥平山、字墓ノ上、字大堀、字納谷畑及び字船揚の各一部

鳥取県告示第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大栄都市計画下水道事業 北栄町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成17年12月9日から令和11年3月31日まで
(変更前 平成17年12月9日から平成36年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北条都市計画下水道事業 北栄町流域関連公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和60年2月1日から令和11年3月31日まで
(変更前 昭和60年2月1日から平成36年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第166号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般財団法人鳥取県観光事業団
- 2 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

鳥取県告示第167号

平成24年鳥取県告示第221号(建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)

の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 令和4年鳥取県告示第189号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）<u>及び令和5年鳥取県告示第504号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 令和4年鳥取県告示第189号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2～6 略</p>

鳥取県告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年3月29日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 崎 信 夫 東伯郡北栄町亀谷373-9

令和6年3月14日就任 任期 令和7年3月31日まで

鳥取県告示第169号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和6年5月27日から同年7月12日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)